

2020年度
電源 I' 廠気象対応調整力募集要綱



2020年8月
四国電力送配電株式会社

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	注意事項	2
第3章	用語の定義	5
第4章	募集スケジュール	11
第5章	募集概要	13
第6章	応札方法	23
第7章	評価および落札案件決定の方法	26
第8章	契約条件	30
第9章	その他	37

第1章 はじめに

1. 2016年4月以降の電気事業におけるライセンス制導入に伴い、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
2. 四国電力送配電株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、主に10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランス調整を実施するために必要な調整力を確保するため、7.2万kWに相当する電源Ⅰ' 廠気象対応調整力を入札により募集します。
3. 今回実施する入札においては、発電事業者等の事業予見性確保や廠気象対応調整力の確実かつ効率的な確保の観点から、長期契約（1年間）を前提としておりますが、確保した廠気象対応調整力のトラブルや需要想定の見直し等の状況変化に応じて、随時、短期契約（1年未満）を前提とした追加募集を行うことがあります。
4. 本要綱では、当社の募集する電源Ⅰ' 廠気象対応調整力が満たすべき条件、評価方法等について説明します。
落札後の権利義務関係等については、募集にあわせて公表する電源Ⅰ' 廠気象対応調整力(kW・kWh)契約書（ひな型）併せて参照してください。
5. 応札者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 当社は、需給ひっ迫時に確実に期待できる需給バランス調整力を確実にかつ効率的に確保するために、本要綱に定める募集条件等にもとづき、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力を入札により募集します。

入札によって手当される需給バランス調整力は、調整力のコスト低減に寄与することが期待されますので、応札者が入札書で明らかにする電源Ⅰ' 廠気象対応調整力の評価にあたっては、入札価格が低いことが重要な要素となりますが、この経済的要素に加え、需給運用の弾力性等も重要な要素となります。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価します。このためにも、応札者は入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 入札案件の審査過程において、効率的な審査ができるように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸条件および募集にあわせて公表する電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約書 (ひな形) および端境期における調整力提供に関する覚書の内容を全て了解のうえ、当社に入札書を提出してください。
- (5) 落札者は、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kW) 契約と、別途定める電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約を締結していただく必要があります。また、契約電源等が発電設備である場合、一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく発電量調整供給契約 (発電量調整供給契約者と電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kW/kWh) 契約者とが同一であることは求めません。) が締結されていることが必要です。一方、契約電源等がDRを活用したものである場合、一般送配電事業者との間で当社託送供給等約款にもとづく接続供給契約 (接続供給契約者と電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kW/kWh) 契約者とが同一であることは求めません。) が締結されていることが必要です。(発電量調整供給契約または接続供給契約を締結する一般送配電事業者を総称して、以下「属地TSO」といいます。)
- (6) 当社が属地TSOとなる場合で、落札者が希望する場合、当社が当該電源等について別途定める電源Ⅱ周波数調整力募集要綱で定める技術的要件を満たすことを確認したとき、当社と協議のうえ、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約の代わりに、電源Ⅱ周波数調整力契約を締結することも可能とし、同様に、別途定める電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱で定める技術的要件を満たすことを確認したとき、当社と協議のうえ、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約の代わりに、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結することも可能とします。この場合、

契約書の内容等詳細については、落札候補案件決定以降、別途協議いたします。

(7) 応札者が、入札書提出後に入札の辞退を希望する場合は、すみやかに書面により当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は、再度選考の対象として復帰することはできませんので、あらかじめ了承願います。入札を辞退された場合は、すみやかに入札書を返却いたします。

(8) 本要綱にもとづく電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kW) 契約、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約 (またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約) は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。

(9) 応札者が入札書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。応札者の事業主体は、日本国において法人格を有するものとします。

また、ジョイント・ベンチャー等のグループであることも可能です。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書において参加企業全ての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとします。

以下のいずれかに該当する関係にある者らによる複数の応札は認めないものといたします。当該関係にある者らが応札を希望する場合は、そのうちの一のみによる応札またはジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。

a 資本関係

(a) 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合

(b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b 人的関係

(a) 一方の会社等の役員 (株式会社の取締役 (指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社 (合名会社、合資会社もしくは合同会社をいいます。) の業務を執行する社員、組合の理事またはこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人 (以下単に「管財人」といいます。) を現に兼ねている場合

(c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c その他、上記aまたはbと同視しうる関係

(10) 当社、属地TSOまたは落札者が第三者と合併、会社分割または電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約 (またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス

調整力契約) に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約 (またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約) 承継の詳細な取扱いについては、募集にあわせて公表する電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約書 (ひな形) (または電源Ⅱ周波数調整力契約書 (ひな形) もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書 (ひな形)) および端境期における調整力提供に関する覚書を参照してください。

- (11) 応札に伴って発生する諸費用 (本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約 (またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約) の交渉に要する費用等) は、全て応札者で負担していただきます。
- (12) 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等も全て日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。
- (13) 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札候補案件の選定にあたり、当社が提出を求めた場合については除きます。

2. 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を、相手方の了解を得ることなく、第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

ただし、当社は、本要綱第5章1(4)における設備 (または需要家) の重複確認、本要綱5章1(5)cにおける複数入札の妥当性確認および本要綱第7章 (評価および落札案件決定方法) における、落札案件を一意に決定するために必要な範囲に限り、関係する一般送配電事業者との間で、入札情報の一部を共有いたします。

3. 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記のお問い合わせ先より受け付けます。お問合せにあたっては、はじめに「電源Ⅰ' 廠気象対応調整力募集要綱に対する意見」と記入したうえで、ご意見・お問い合わせを記入ください。

なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

当社お問い合わせ先 (メールアドレス) : aps-koubo-shikoku@yonden.co.jp

第3章 用語の定義

1. 電源等分類

(1) 周波数調整力

需要ピーク時における供給力不足等に活用できる調整力のうち、周波数制御機能を提供することを必須とし、周波数制御ならびに需給バランス調整に活用される調整力をいいます。

(2) 需給バランス調整力

需要ピーク時における供給力不足等に活用できる調整力のうち、専ら需給バランス調整に活用される調整力をいいます。

(3) 電源 I

当社が常時確保する電源等をいいます。(このうち、周波数制御機能を提供することを必須とするものを電源 I - a、周波数制御機能を提供することを必須としないものを電源 I - b と区分します。)

(4) 電源 I 周波数調整力

電源 I - a の調整によって得られる調整力をいいます。

(5) 電源 I 需給バランス調整力

電源 I - b の調整によって得られる調整力をいいます。

(6) 電源 I' 厳気象対応調整力

当社があらかじめ確保するオンライン指令(ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。)で電力の供出ができる電源等とします。なお、厳気象時等の需給対応を主な目的として募集するため、周波数制御機能の具備は必須としないものとします。

(7) 電源 II

小売電気事業者の供給力等と一般送配電事業者の調整力の相乗りとなる電源等をいいます。ゲートクローズ(発電事業者および小売電気事業者による発電計画等の提出締め切り(実需給の開始時刻の1時間前)のことをいいます。)以降余力がある場合に当社が周波数制御・需給バランス調整のために利用することが可能なものをいいます。(このうち、周波数制御機能を提供することを必須とするものを電源 II - a、周波数制御機能を提供することを必須とせず、需給バランス調整に活用するものを電源 II - b、低速で需給バランス調整に活用するものを電源 II' と区分します。)

(8) 電源Ⅱ周波数調整力

電源Ⅱ - a の調整によって得られる調整力をいいます。

(9) 電源Ⅱ需給バランス調整力

電源Ⅱ - b の調整によって得られる調整力をいいます。

(10) 電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力

オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で上げまたは下げ調整できる電源等（周波数制御機能の当社への提供を期待されないもの）の調整によって得られる調整力をいいます。

(11) DR（ディマンドリスポンス）

本要綱においては、需給バランス調整のために、需要家側で電力の使用を抑制、もしくは増加することをいいます。（Demand Response の略）

(12) アグリゲータ

単独または複数のDRを実施できる需要家を集約し、それらに対する負荷制御（増または減）量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者（その事業者が調整力提供に当たって使用する設備を含みます。）をいいます。なお、需要家自らがアグリゲータとなることも可能です。

2. 契約・料金関連

(1) 応札者

本要綱にもとづき入札書を提出される事業者をいいます。

(2) 落札者

本要綱にもとづき評価した結果、当社が電源Ⅰ' 廠気象対応調整力(kW) 契約、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力(kWh) 契約（またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）を締結することを決定した応札者をいいます。

(3) 契約電源等

発電設備を活用した入札案件である場合は発電設備等を、DRを活用した入札案件である場合は負荷設備等とアグリゲータとを併せていいます。

(4) 発電等出力増

発電設備の出力増加または負荷設備の需要抑制により、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力を供出することをいいます。

(5) 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約電力

電源Ⅰ' 厳気象対応調整力として契約する契約電源等との契約キロワットで、当社または当社から依頼を受けた属地 TSO の指令（以下、本要綱の指令に係る記載において、特段の規定がない場合は、同様に「当社」は「当社または当社から依頼を受けた属地 TSO」に読み替えるものとしたします。）に応じ運転継続時間にわたって供出可能な出力をいいます。

なお、DRを活用した応札者の場合、属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したものとします。

(6) 電源Ⅱ周波数調整力契約

当社が周波数維持のために調整力として活用することを目的とし、専用線オンライン指令で調整できる電源Ⅰおよび電源Ⅱ（周波数制御機能を有しているものに限ります。）と締結する契約をいいます。

(7) 電源Ⅱ需給バランス調整力契約

当社が需給バランス調整のために調整力として活用することを目的とし、専用線オンライン指令で調整できる電源等（ただし、周波数制御機能を当社に提供することを必須としないもの）を対象に、当社の指令に従った調整力の提供とその対価としての従量料金の支払いについて締結する契約をいいます。

(8) 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力 (kW) 契約

当社が10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に必要な需給バランス調整力を調整力として活用することを目的とし、上げ調整できる電源等（周波数制御機能を提供することを必須としないもの）を対象に、当該契約キロワットの確保・待機とその対価としての基本料金支払いについて締結する契約をいいます。

(9) 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力 (kWh) 契約

当社が10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に必要な需給バランス調整力を調整力として活用することを目的とし、上げ調整できる電源等（周波数制御機能を提供することを必須としないもの）を対象に、当社指令に応じた調整力の提供とその対価としての従量料金支払いについて締結する契約をいいます。

(10) 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約

電源Ⅰ' 厳気象対応調整力 (kW) 契約および電源Ⅰ' 厳気象対応調整力 (kWh) 契約をいいます。

(11) 運転継続時間

契約電源等が、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約電力で発電等出力増を継続できる時間をいいます。

(12) 運転継続可能時間

当社が契約電源等に対し、当社指令に応じた調整の継続を求める時間で、3時間をいう。

(13) 電源 I' 廠気象対応調整力提供可能時間

契約電源等を当社の指令に従い電力の供出が可能な状態で維持できる時間をいいます。(最大で9~20時の11時間)

(14) 年間停止可能日数

契約電源等が補修等のために、ペナルティなしで停止できる年間の日数をいいます。

(15) 計画外停止日数

契約電源等において、事故あるいは計画になかった補修等によって停止に至った日数をいいます。ただし、当社または属地 TSO が起因となった停止の場合は、当社と合意した日数を除きます。

(16) 計画停止日数 (補修停止日数)

契約電源等において、各断面 (年間、月間、週間) で補修等のためにあらかじめ計画を策定して停止する日数をいいます。

(17) 基本料金

契約電源等が、契約期間において、契約キロワットを供出するために必要な費用への対価をいいます。

(18) 従量料金

当社指令に応じ、契約電源等が発電等出力増によりキロワット時を供出するために必要な費用への対価をいいます。

(19) 申出単価

従量料金を算定する際に利用する単価をいいます。燃料費等の情勢を反映するため、契約者から定期的に提出していただきます。本要綱において定める申出単価の種類は、上げ調整単価 (V1) があります。

※本要綱においては、上げ調整のみを要件として求めますが、下げ調整にも応じていただける電源等においては、下げ調整を実施させていただくこととし、下げ調整単価 (V2) を設定いたします。このような電源等との契約 (電源 I' 廠気象対応調整力 (kW/kWh) 契約) の詳細については、電源 I' 廠気象対応調整力 (kW・kWh) 契約書 (ひな形) および端境期における調整力提供に関する覚書を元に、別途協議いたします。

(20) 上げ調整単価 (V1)

当社が契約電源等に対して、発電等出力増指令したことにより増加した電気の電力量に乗じて支払う1キロワット時あたりの単価をいいます。

(21) 下げ調整単価 (V2)

当社が契約電源等に対して、発電等出力減指令したことにより減少した電気の電力量に乗じて受け取る1キロワット時あたりの単価をいいます。

3. 需給関連

(1) H3 需要

ある月における毎日の最大電力（正時から次の正時までの1時間平均）を上位から3日を取り、平均したものをいいます。

(2) H1 需要

ある月における毎日の最大電力（正時から次の正時までの1時間平均）の最上位1日のものをいいます。

(3) 高負荷期

電気の使用量（需要）が大きくなる時期をいいます。本要綱では7月15日～9月14日をいいます。

(4) 需給ひっ迫

想定される需要に対して、供給力が不足する状態のことをいいます。

(5) 夏季

本要綱では、7月1日から9月30日をいいます。

(6) 冬季

本要綱では、12月1日から翌年2月28日（閏年の場合29日）をいいます。

(7) 厳気象発生月

猛暑および厳冬により10年に1度程度の高需要が発生する可能性のある月をいい、7月から9月および12月から翌年2月といたします。

(8) 厳気象対応時間

厳気象発生月の毎日9時～20時までをいいます。ただし、土曜日、日曜日、休日および休日相当（GWおよび年末年始）を除きます。

(9) 端境期

2021年4月1日から6月30日、10月1日から11月30日および2

022年3月1日から3月31日の期間における各日0時から24時をいう。

4. 発電等機能関連

(1) 専用線オンライン指令

当社が需給バランス調整を行なうため、中央給電指令所から、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、直接的に、需給バランス調整機能を具備した電源等へ出力増減を指令することをいいます。なお、中央給電指令所～契約電源等間の通信設備等が必要となります。

なお、本要綱においては、別途指定する、「簡易指令システム」における指令についても、専用線オンライン指令に準じて取扱うことができることとし、“オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）”と表記します。

(2) ポンプアップ（揚水運転）

揚水発電所において、発電電動機を用い、水車（タービン）をポンプとして利用して、下池から上池へ水を汲み上げることをいいます。

(3) 系統連系技術要件

属地 TSO が維持・運用する電力系統に接続する電源に求める技術的な要件をいいます。

(4) 需給バランス調整機能

電源等が接続する電力系統の需給バランス調整を目的に、出力を増減させるために必要な機能をいいます。

(5) D P C

当社から電源等に対して運転基準出力を指令し、電源等の出力を制御することをいいます。（Dispatching Power Control の略、OTM（Order Telemeter の略）と同義）

(6) 調整力ベースライン

託送供給等約款、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（資源エネルギー庁策定）における標準ベースライン等、DR を実施する際、その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量に属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したものをいいます。

第4章 募集スケジュール

1. 2020年度における入札公表から、落札者との電源Ⅰ' 廠気象対応調整力(kW/kWh) 契約締結までのスケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。



日程	ステップ	説明
7/1～ 7/30	①募集の公表および募集要綱案への意見募集 (RFC)	当社は、次年度分の電源Ⅰ' 廠気象対応調整力を調達するための「電源Ⅰ' 廠気象対応調整力募集要綱案」を策定し、入札募集内容を公表するとともに、要綱案の仕様・評価方法等について、意見募集を行ないます。 応札をご検討の方で、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力募集要綱案を参照のうえ、各項目に対する意見がある場合は、理由と併せて7/30までにお問い合わせ先に意見を提出してください。
7/31～ 8/30	②募集要綱の確定	当社は、意見募集でいただいた意見や関係機関の検討状況等を反映した「電源Ⅰ' 廠気象対応調整力募集要綱」を制定します。
8/31～ 10/29	③入札募集	当社は、入札募集を開始しますので、応札者は、本要綱に記載の応札方法のとおり、入札書を作成し、10/29の12時までに応札してください。
10/30～ 11/29	④落札候補者の選定	当社は、応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札候補者を選定します。
11/30	⑤落札候補者決定、結果公表	当社は、落札候補者決定後、入札募集手続きの結果を公表します。
12月初旬～	⑥契約協議	当社は、落札者と電源Ⅰ' 廠気象対応調整力(kW) 契約ならびに電源Ⅰ' 廠気象対応調整力(kWh) 契約に関わる協議を開始し、契約します。

※電源Ⅰ' 廠気象対応調整力(kW) 契約への募集に応札いただいた電源で、落札後電源Ⅰ' 廠気象対応調整力(kWh) 契約の代わりに、電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約の締結を希望される場合、10/29までに契約申込

みをお願いします。(詳細は「電源Ⅱ周波数調整力募集要綱」もしくは「電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱」を参照してください。)

第5章 募集概要

1. 募集内容および電源 I' 廠気象対応調整力が満たすべき要件は以下のとおりです。

(1) 募集規模

合計 7.2 万 kW といたします。

1 入札案件あたりの入札量は上記募集容量以下としてください。

(2) 電源 I' 廠気象対応調整力提供期間

電源 I' 廠気象対応調整力提供期間は、2021 年 7 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日および 2021 年 12 月 1 日から 2022 年 2 月 28 日までとします。

電源 I' 廠気象対応調整力の提供時間は、提供期間のうち土曜日、日曜日、休日および休日相当（GW および年末年始）を除き、廠気象発生月の各日 9 時～20 時までとします。

(3) 対象電源等

a 当社または中国電力ネットワークもしくは関西電力送配電の系統に連系する電源等（連系線を経由して当該一般送配電事業者の系統に接続するものを除きます。）で、当社からのオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で発電等出力増可能な電源等といたします。

b 使用する燃料については、特に指定しませんが、電源 I' 廠気象対応調整力提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。

c 当社が指定する廠気象対応時間において、本要綱にて定める当社の指令に応じた発電等出力増が実施（当該時間の間において、当社からの指令受信ではなく、調整の実施・発電等出力増の実施/継続ができることをいいます。）できることが必要です。この場合、本章第 3 項（1）b で定める、当社からの指令を受信してから、調整実施までの時間を勘案した時間帯において待機していただく必要があります。また、廠気象対応時間を超えて、別途定める運転継続時間の発電等出力増の継続を求めるものではありません。

※応札時点で営業運転を開始していない電源等、および当社とオンライン信号（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）の送受信を開始していない電源等の場合、電源 I' 廠気象対応調整力契約の契約期間開始日までに電源等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。また、電源 I' 廠気象対応調整力（kWh）契約において、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、契約期間開始日までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。なお、営業運転開始日が遅延する場合は、契約期間の見直しの対象となる場合がございますので、別途協議させていただきます。

(4) 入札単位

入札は、発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定して、容量単位 (kW) で実施していただきます。

DRを活用して応札される場合は、本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲータが、容量単位 (kW) で入札していただきます。なお、複数の需要者をまとめて1入札単位とする場合、DRを活用するすべての地点が同じ一般送配電事業者と接続供給契約を締結している必要があります。

応札いただく電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約電力は、設備容量 (発電機であれば定格電力、DR設備であれば需要抑制により供出可能な電力) の範囲内においてのみ有効といたします。応札後に応札kWが設備容量を超過していたことが明らかとなった場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札を落札評価対象から除外いたします。

また、別途締結する電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約書 (ひな形) (またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書 (ひな形) もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書 (ひな形)) および端境期における調整力提供に関する覚書は、原則として、発電機単位またはアグリゲータ単位で契約締結いたします。

なお、様式3-3で、当該応札案件において当該設備 (または需要家) の重複のおそれがある場合、当該設備 (または需要家) を用いて応札された全応札者に対し、その旨を通知し、追加資料の提出等を受けて、当該設備 (または需要家) の応札kWの妥当性を確認いたします。

当社からの通知の翌日から起算して当社5営業日以内に回答がない場合、または、当該設備 (または需要家) の重複に係る確認の結果、当該設備 (または需要家) の応札kWが設備容量以内で明確に区別・区分できない場合、応札案件評価においては当該設備 (または需要家) を除外します。応札者は、その旨を十分にご理解の上、追加資料の提出や上記の内容を需要家に周知して理解・承諾させること等、必要な対応をお願いします。

- a 発電設備を活用して応札される場合は、契約に際して計量器の設置・取り替えが必要になる場合があります。計量器の設置・取り替えに係る費用は、契約者の負担とします。
- b 契約者が計量単位の集約を希望される場合は、別途協議いたします。
- c DRを活用して応札される場合は、属地TS0の託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定ならびに当社からのオンライン指令 (ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。) にもとづく調整力ベースラインからの出力増減値を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況 (計量器の種類 (例えば30分計量の可否等)・設置形態等)

を踏まえ、別途協議いたします。

(5) 他の調整力募集への入札の取扱い

- a 当社が属地 TSO となる場合、電源 I' 廠気象対応調整力募集に応札する契約電源等と同一の契約電源等を用いて、電源 I 周波数調整力の募集に入札することも可能としますが、その場合の取扱いは以下のとおりといたします。

(a) 各調整力の募集に全部または一部重複する容量をもとに入札（以下「重複入札」といいます。）された場合

- ・同一調整力募集への重複入札は認められません。
- ・電源 I 周波数調整力、電源 I' 廠気象対応調整力の順に落札案件決定を行なうこととし、落札者となった後の調整力における落札案件決定の対象からは除外します。

(b) 各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札（以下「複数入札」といいます。）をされた場合

- ・同一調整力募集への複数入札は認められません。
- ・複数入札された場合、各調整力においてそれぞれ落札案件決定を行なうものとします。この場合、各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないように、それぞれの契約電力を設定していただきます。

- b 応札者は、それぞれの入札が、重複入札の対象か、複数入札の対象かを応札時に明確にさせていただきます。（応札時の明記無く、同一契約電源等から複数の調整力の募集への応札がなされている場合で、それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは、落札案件決定ができませんので、当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。）

<具体例>

5分間での出力増減可能な（電源 I 周波数調整力の募集要件を満たす）容量が2万 kW、3時間での出力増可能な（電源 I' 廠気象対応調整力の募集要件を満たす）容量が8万 kWである単一の契約電源等からの応札の場合、

○電源 I 周波数調整力の募集に2万 kW、電源 I' 廠気象対応調整力の募集に8万 kWの重複入札は可能。

→ 電源 I 周波数調整力の落札者となった場合、電源 I' 廠気象対応調整力の落札案件決定からは除外されます。

○電源 I 周波数調整力の募集に2万 kW、電源 I' 廠気象対応調整力の募集に6万 kWの複数入札は可能。

→ それぞれにおいて落札案件決定の対象とし、落札者となることが可能です。

●電源 I 周波数調整力の募集に2万 kW、電源 I' 廠気象対応調整力の募集に

8万kWの複数入札は不可。

→ 応札時点で、それぞれの調整力の募集要件を満たさないことから、それぞれの入札については、無効として取り扱います。

- c 当社への入札と同一の契約電源等を用いて当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の募集に入札する場合は、それぞれの入札が、いずれの一般送配電事業者の募集との間での重複入札あるいは複数入札の対象か、応札時に明確にさせていただきます。(応札時の明記無く、同一契約電源等から複数の調整力の募集への応札がなされている場合で、それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは、落札案件決定が出来ませんので、当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。) また、この場合の入札は次の通りとさせていただきます。

(a) いずれの一般送配電事業者への入札においても同じ入札案件名(契約電源等名称)とさせていただきます。

(b) 複数の需要者をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家がすべて一致するようにさせていただきます。また、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。

なお、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の募集に応札される場合は、当該一般送配電事業者の募集要綱等をご確認ください。

<具体例>

- 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の募集に8万kW、当社以外の一般送配電事業者が実施する電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の募集に8万kWの重複入札は可能。
→ それぞれの調整力募集の落札候補者となった場合、第7章評価および落札案件決定方法に従って、いずれかの一般送配電事業者の落札案件に決定されます。

- d 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約を締結する契約電源等を用いて、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力提供期間に設備容量から電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約電力を除いた容量を需給調整市場に入札することが可能です。
詳細については別途公開する資料をご確認ください。

(6) 最低入札量

最低入札量は+1,000kWといたします。
入札量は、1kW単位で設定いたします。

(7) 上限価格の設定

当社は上限価格を設定し、その価格以下の容量価格にて応札された入札案件を審査対象とします。

(8) 出力調整幅

当社からのオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）により、1時間未満で出力調整可能な上げまたは下げ量が1,000kW以上であることが必要です。（上げと下げの両方に応じていただける場合、その大きい方を指すものとします。）

2. 当社からのオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能とするために必要な設備要件は、原則として、以下のとおりです。当社からのオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備などは、契約者の費用負担にて設置していただきます。

(1) 設備要件

a 信号

(a) 専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での応札の場合

応札いただく電源等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

DPC（運転基準出力制御機能）

当社からの出力指令に、電源等出力を追従させる機能

ア 受信信号

DPC指令値、DPC運転指令、運転可能出力帯（バンド）指令

イ 送信信号

現在出力、DPC使用／除外、運転可能出力帯（バンド）状態

なお、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」（改定の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠していただくものとします）へ準ずる必要があります。加えて、属地TSOの電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

(b) 簡易指令システムを用いたオンライン指令での応札の場合

応札いただく電源等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

ただし、「2. (1) 設備要件」で求める「簡易指令システム」での大量連携により、セキュリティ面から電力系統への影響が懸念される場合、対応について協議させていただく場合がございます。

ア 受信信号

調整実施

- ・調整実施指令信号
当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令を受信していただきます。

- ・調整実施指令変更信号
当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令変更を受信していただきます。
- ・調整実施取消信号
当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令取消を受信していただきます。

イ 送信信号

調整実施可否 ※調整実施可否信号

※当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものとします。

また、当該機能について、事業者は電力システムのセキュリティ設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」（改定の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠していただくものとします）のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります。

通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠します。OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile (Rev1.1) およびダイヤモンドリスポンス・インターフェイス仕様書第 2.0 版を参照してください。

※簡易指令システムの詳細仕様につきましては、契約協議の際に、別途開示させていただきます。

3. 電源 I' 廠気象対応調整力が満たすべき運用要件等は、原則として、以下のとおりとします。

(1) 運用要件

a 電源 I' 廠気象対応調整力の提供

気象対応時間における当社の指令に対し、電源 I' 廠気象対応調整力を提

供していただきます。電源Ⅰ' 廠気象対応調整力提供可能時間に制約のある場合は、その範囲内といたしますが、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。なお、本運用要件の範囲内において、当社は、当社エリア以外を含む需給バランス調整等のために電源Ⅰ' 廠気象対応調整力を活用することがあります。

b 当社の指令から3時間以内に発電等出力増可能

あらかじめ定める応札者の定期点検等の期間を除き、当社が、廠気象対応時間での発電等出力増を判断した場合、指令から3時間以内に、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約電力の調整が可能であることが必要です。ただし、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力(kWh)契約に代わり、電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結いただける場合は、あらかじめ当社からの起動指令を受けて、系統並列している状況を前提といたします。

※当社からの指令受信と、調整実施までの時間間隔については、3時間を最長とし、応札者が応じることのできる時間を、応札時に、指定いただきます。指令から調整実施までの時間間隔が短い場合、当日の気温上昇度合い・需要の伸び具合・需給ひっ迫の度合いなどを、実調整直前まで見極めたうえでの発動回避が可能になるなど、運用の柔軟性が増すことに鑑みて、落札案件決定において評価を行いません。ただし、当社が属地TSOとならない場合は、評価を行いません。(詳細は第7章をご参照ください。)

c 原則3時間提供可能

(a) 当社の指令に応じて調整を実施して以降、原則として3時間にわたり発電等出力増の継続が可能であることが必要です。

ただし、調整実施後3時間以内に、当社から復帰指令を行なった場合は、可能な範囲でその指令に応じていただきます。当該復帰指令については、簡易指令システムを用いたオンライン指令の場合、簡易指令システムによる指令を、専用線オンライン指令の場合、電話などでの連絡を想定しておりますが、既存インフラなどを用い効率的に実施可能な場合は、別途協議いたします。

(b) 電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約電力相当での連続発電等出力増可能な時間が3時間に満たないものは、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。

d 定期点検、補修作業時期調整の応諾

作業等による計画停止の時期は、原則として廠気象発生月の平日を避けて計画していただきます。また、他の電源等の作業との重複等を避けるため、当社が定期点検、補修作業時期の調整を希望する場合、これに応じていただきます。

e 計画等の提出

当社の求めに応じて電源等の発電等計画値(DRを活用した契約者の場合は、需要家毎の内訳を含みます。)や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。電源I' 廠気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、当社が電源I' 契約者、または関連するアグリゲータ、需要家等に対し、実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じていただきます。

f ゲートクローズ前の指令

当社が3時間(または本号bで定める応札者が指定する時間)前に、発電等出力増の指令を行なった場合も、属地TSOの託送供給等約款にもとづき提出される、バランスンググループの計画値に制約を及ぼさないものといたします。

g 系統事故時の計画変更

系統安定上の制約で電源等(発電設備を活用した電源等に限ります。)の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。

h トラブル対応

不具合の発生時には、すみやかに当社および属地TSOへ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

i 電源I' 廠気象対応調整発動可能回数

電源等の状況・都合により、契約期間内の電源I' 廠気象調整を実施する回数に制限を設けることを希望される電源等については、応札時に申し出ていただきます。ただし、当該発動可能回数は12回以上で設定いただきます。(発動可能回数に達するまでは、契約期間(計画/計画外停止日を除きます。)の廠気象対応時間においては、原則として、当社の指令に応じた発電等出力増を実施していただきます。なお、当社は契約者と協議のうえ、発動可能回数を超過する場合においても、当社から電源I' 廠気象対応調整力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な範囲でその要請に応じていただきます。また、当社からの指令および要請は、1日1回を基本としますが、別途協議のうえ、1日に複数回の発動となる場合や、連日の発動となる場合があります。

j 目的外活用の禁止

落札者は、電源I' 廠気象対応調整力提供期間において、当社の承諾を得た場合を除き、電源I' 廠気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する電源等の電源I' 廠気象対応調整力契約電力を本契約の目的以外に活用しないこととしていただきます。(なお、廠気象対応調整力提供期間以外においては、その目的外活用を禁止するものではありません。)

(2) その他

a 技術的信頼性

(a) 応札していただく電源等については、発電事業者であれば発電実績を有すること、DR事業者であればDR実績(DR実証試験による実績を含む)を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力の供出を確実に行ううえでの技術的信頼性を確保することとしていただきます。

(b) 設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合は、その求めに応じていただきます。

ア 発電機等の試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出

イ 過去、契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出

ウ 当社からのオンライン指令(ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。)による性能確認試験の実施

エ 現地調査および現地試験

オ その他、当社が必要と考える対応

(c) 電源Ⅰ' 廠気象対応調整力提供期間において、定期点検の結果等により、電源等の機能等に変更があった場合は、適宜、当社および属地TSOに連絡していただきます。

b 電源等が準拠すべき基準

応札していただく電源等については、電気事業法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

4. アグリゲータが電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

(1) アグリゲータが当社指令に応じて電源Ⅰ' 廠気象対応調整力を提供すること。

(2) アグリゲータが供出する電源Ⅰ' 廠気象対応調整力が1,000kW以上であり、かつ、アグリゲータが複数の需要家を束ねて電源Ⅰ' 廠気象対応調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が1kW以上であって、次のいずれにも該当すること。

a 需要家に対して、次の(a)および(b)の事項を定めた電源Ⅰ' 廠気象対応調整力供出計画を適時に策定し、当該計画に従って適切な発電等出力増の指示を適時に出すことができること。

(a) 発電等出力増(または契約に応じて減)の量

(b) 発電等出力増(または契約に応じて減)の実施頻度および時期

- b 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。
 - c 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。
 - d 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲータとの間で、適切な契約がなされていること。
- (3) 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
- (4) 電源 I' 廠気象対応調整力の算定上、需要場所が属地 TS0 の託送供給等約款の（計量）の技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情があつて、計量器を取り付けない事業者等に該当しないこと。
- (5) アグリゲータが、需要家に属地 TS0 の託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

第6章 応札方法

1. 応札者は、以下のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出してください。

(1) 入札書の提出

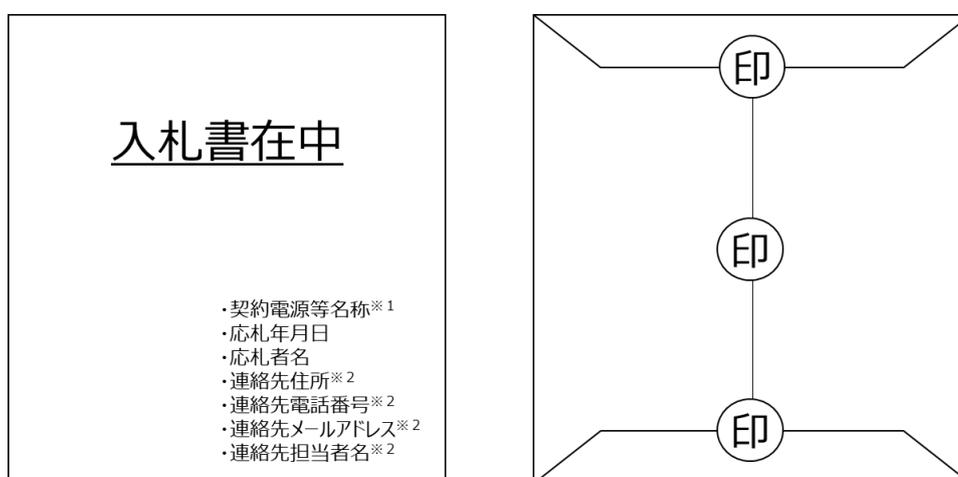
a 提出書類

様式1『入札書』および添付書類

b 提出方法

入札書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ、持参してください。

入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



※1 同一のアグリゲータが複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。

(例) ○○A、○○B (○○アグリ A、○○アグリ B)

※2 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

c 提出場所

高松市丸の内2番5号

四国電力送配電株式会社 系統運用部 給電グループ

d 募集期間

2020年8月31日(月)～2020年10月29日(木) 午前12時

(a) 受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。

(b) 提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いします。

<連絡先>

四国電力送配電株式会社 系統運用部 給電グループ

電話：(087) 802-6350 (代表回線)

- e 入札を無効とするもの
 - (a) 記名捺印のないもの
 - (b) 提出書類に不備または虚偽の内容があったもの

(2) 入札書の添付書類

入札書に以下の書類を添付し提出してください。なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。

- a 応札者の概要 (様式2)
- b 電源等の仕様 (様式3-1、3-2、3-3)
- c 電源等の運転実績について (様式4)
- d 運用条件に関わる事項 (様式5)
- e 入札書に押捺した印章の印鑑証明書

(3) その他留意事項

- a 当社は、2020年10月29日(木)午前12時以降に、入札書を開封いたしません。
- b 消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、容量価格、上限電力量単価に含めないでください。
- c 公租公課における事業税相当額については、以下のとおり取り扱います。
 - ・ 応札者が収入割を含む場合は、料金支払時に事業税相当額(収入割に相当する金額に限る。)を加算しますので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めないでください。
 - ・ 応札者が収入割を含まない場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしませんので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めてください。

2. 郵送で応札する場合、以下の点に留意の上、第6章1.(1)cに記載の提出場所へ郵送してください。なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。

(1) 入札書は封緘、封印をした入札書一式を別の封筒に入れ、郵送してください。封筒の表面に宛先に加えて「入札書在中」と記載してください。

(2) 一般書留または簡易書留で郵送してください。

(3) 郵送での応札の場合、募集期間中の必着となるように郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。

※「必着」とは、入札書一式が募集期間中の受付時間内に担当部署に到達していることを指します。

※期限を過ぎて到着した入札書は受理しません。

※郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。

(4) 郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。

第7章 評価および落札案件決定の方法

1. 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。
2. 本要綱第2章の注意事項を守り、第5章で定める要件に適合している入札案件を評価対象とします。
3. 以下の評価方法により、落札案件を決定します。

〔前提〕評価対象者の選定

入札案件の中で、上限価格（第5章1（7）参照）を超えるものについては、本評価の対象外とします。（上限価格以下の容量価格で応札頂いた入札案件を評価対象とします。）

以下、ステップ1～3については、入札書（様式1）の項目2，6，7，8に記載されているそれぞれ電源I' 廠気象対応調整力契約電力、容量価格 [円/kW]、容量料金、上限電力量単価 [円/kWh] についてのみ対象とします。（項目13に記載のものは対象といたしません。）

〔ステップ1〕価格要素評価点の算定

価格要素評価配点は99点とします。

次式のとおり、容量価格 [円/kW] および上限電力量単価 [円/kWh] に運転継続時間、電源I' 廠気象対応調整力提供可能時間を考慮して価格要素評価点（小数点以下第1位を四捨五入いたします。）を算定いたします。なお、入札案件の中で評価用容量単価と評価用電力量単価を合算したものが最も安価な価格 [円/kW] を「基準入札価格」といい、以下同様とします。

$$\begin{aligned} \text{評価用容量単価} &= \frac{\text{容量価格}}{\text{契約電力}} \times \frac{\text{運転継続可能時間(3時間)}}{\text{運転継続時間}^{\ast 1}} \\ &\times \frac{11\text{時間}}{\text{電源I' 廠気象対応調整力提供可能時間}} \end{aligned}$$

評価用電力量単価

$$= \text{上限電力量単価} \times \text{想定発動回数(3.6回)} \times \text{運転継続可能時間(3時間)}$$

価格要素評価点

$$= \frac{\text{基準入札価格}}{\text{評価用容量単価} + \text{評価用電力量単価}} \times \text{価格要素評価配点(99点)}$$

※1 運転継続時間が3時間を超過する場合は、3時間とする

〔ステップ2〕非価格要素評価点の算定

次の非価格要素について評価を行ない、非価格要素評価点を算定いたします。

+1点：指令から調整までの時間が短いもの（1時間未満）（加点項目1）

ただし、加点項目1は、当社が属地TSOとならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが1時間未満とならないことから加点評価いたしません。

〔ステップ3〕総合評価点の算定

ステップ1で算定した価格要素評価点とステップ2で算定した非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から順位を決定いたします。なお、総合評価点が高点の場合は、価格要素評価点が高い入札案件を評価順位の上位とします。

順位の決定において、価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る入札案件が発生した場合、経済的要素での適正な評価を行う観点から、以下の方法により入札案件の順位を決定します。

- (1) 総合評価点が高い入札案件を評価順位1位とし、当該案件を除いた残りの入札案件において、ステップ1の価格要素評価点の再算定（基準入札価格の補正）を行い、非価格要素評価点との合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から評価順位2位以降の順位を決定します。
- (2) 上記の「基準入札価格の補正」後も価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る入札案件がある場合は、「基準入札価格の補正」を繰り返し、順次、総合評価点が高い入札案件から順位を決定します。

〔ステップ4〕落札案件の仮決定

ステップ3で決定した評価順位の上位の入札案件から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの入札案件を落札案件として選定いたします。ただし、運転継続時間が運転継続可能時間（3時間）未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値を、また、電源I' 廠気象対応調整力提供可能時間数を11時間で除して電源I' 廠気象対応調整力提供可能時間数を乗じた値を、応札量としてみなします。

上記により選定した落札案件を除いた残りの入札案件においては、応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、ステップ3の総合評価点を応札量で除して「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を、総合評価点としてみなし、最も総合評価点が高い入札案件を落札案件として仮決定いたします。（この際、入札書（様式1）の項目13に記載の調整契約電力による応札も含めて、対象を選定します。

※ただし、ここでの募集容量は、本要綱第5章第1項（1）に定めるものから、同時に募集する電源I周波数調整力の落札案件決定容量から、電源I周波数調

整力の募集容量を差し引いた超過分を、控除したものとします。

〔ステップ5〕 落札案件の決定

ステップ4で落札案件として仮決定した案件のうち、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力募集に応札され、複数の一般送配電事業者においても落札案件として仮決定した案件（以下「競合案件」という。）は、属地TSOである一般送配電事業者が落札するものとし、属地TSO以外の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ4の再評価を行います。（これを属地TSOを含む競合案件がなくなるまで行います。）

次に属地TSOである一般送配電事業者を含まない一般送配電事業者間での重複案件（以下「属地外競合案件」といいます。）があった場合は、当該属地外競合案件を除いて各一般送配電事業者でステップ4の再評価を行い、最高容量価格（募集容量に達する案件の容量価格）が高い（募集容量の未達がある場合は、未達容量の最も大きい）一般送配電事業者が落札するものとし、それ以外の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ4の再評価を行い落札案件を決定いたします。なお、属地外競合案件（当社以外の一般送配電事業者間での重複を含む）が複数ある場合は、最も募集容量の大きい一般送配電事業者の最も評価順位の高いものからこのプロセスを行い、全ての競合案件がなくなった段階で落札案件として仮決定している案件を落札案件として決定いたします。

最後に、当社および関西電力送配電が実施する電源Ⅰ' 廠気象対応調整力募集において、中国電力ネットワークの系統に連系する契約電源等を活用する落札候補案件（以下「中国エリア落札候補案件」といいます。）の合計容量が37万キロワットを超過している場合（以下「関西－中国－四国間連系線制約」といいます。）は、当社および関西電力送配電は、それぞれの中国エリア落札候補案件のうち最も評価順位の低い案件を除いてステップ4の再評価を行い、募集容量の未達がある場合は、未達容量の大きい一般送配電事業者の落札候補案件にするものとし、募集容量の未達がない場合は、最高容量価格（募集容量に達する案件の容量価格）が高い応札のあった一般送配電事業者の落札候補案件にするものとし、もう一方の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ4の再評価を行います（この再評価を行ったことにより、競合案件、属地外競合案件が生じた場合は、前述のプロセスにより落札候補案件を選定する）。これを関西－中国－四国間連系線制約が解消されるまで行い、落札候補案件として最終的に残った案件を落札案件として決定いたします。

〔ステップ6〕 契約協議

落札者は、当社と募集に合わせて公表する電源Ⅰ' 廠気象対応調整力（kW）契約書（ひな型）、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力（kWh）契約書（ひな型）（またはこれに替わって電源Ⅱ周波数調整力契約書（ひな型）もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書（ひな型））および端境期における調整力提供に関する覚書を締結していただきます。また、必要に応じ、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力（kW/kWh）契

約書に付帯する文書等を協議により締結していただきます。
なお、当社が属地 TSO とならない場合は、属地 TSO と落札者と当社で契約を締結していただきます。

第8章 契約条件

1. 電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kW/kWh) 契約書における主たる契約条件は、以下のとおりです。

(1) 契約期間

電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kW/kWh) 契約期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までとします。

(2) 基本料金

当社が容量価格を月ごとに分けて支払い

- a 容量価格 (= 容量単価 (円/kW) に電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約電力を乗じた額) を基本料金とし、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力提供期間 (2021年7月から2021年9月、2021年12月から2022年2月の6ヶ月間) で除して月ごとに分けて原則翌月に支払うものといたします。
- b 容量価格につきましては、募集要綱に定める、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力の提供時間において、弊社からの指令を受け、契約電源から気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘案のうえ設定してください。
- c 端数は、2月分で調整するものとします。
- d 容量価格の算定根拠について、当社から確認させていただく場合がございます。

(3) 従量料金

- a 契約者は、出力上げ調整単価、出力下げ調整単価 (下げ調整に応じていただける契約者に限り) の単価表を定期的 (原則として毎週火曜日14時まで) に、週間単位 (当該週の土曜日から翌週金曜日まで) といたします。当社および属地TSOまで提出していただきます。

適用期間の途中で申出単価を変更する必要がある場合は、甲はすみやかにその旨を乙 (当社が属地TSOとならない場合は、「および丙」を加える) に連絡し、甲乙 (当社が属地TSOとならない場合は、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える) 協議のうえ、申出単価の変更を行うことができるものとするが、適用した単価を過去に遡って修正することはできないこととする。また、発動決定後、発動終了時間までの単価変更についてもできないこととする (電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結した場合も同じ)。

単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の上限電力量単価を上限とします。

- b 当社指令による上げ調整費用 (上げ調整量×上げ調整単価)、下げ調整費用 (下げ調整量×下げ調整単価) (下げ調整に応じていただける契約者に限り)

ます。)に係る料金を調整力提供の翌々月に精算します。
ただし、上げ調整費用算出にあたって使用する上げ調整単価は、契約者からの申出単価を使用しますが、応札時の上限電力量単価を上限値とします。(下げ調整に応じていただける契約者の下げ調整単価も同様です。)
また、当社からの上げ指令にも関わらず、下げ応動(発電等出力減)となっている場合、当該時間帯の属地TSOのインバランス単価を用い、「下げ応動量×インバランス単価」で算出される料金により精算を行ないます。
同様に、下げ調整に応じていただける契約者において、当社からの下げ指令にも関わらず、上げ応動(発電等出力増)となっている場合、料金精算は行ないません。

※DRを活用した契約者の場合、調整量は属地TSOの託送供給等約款における損失率を考慮した上で算出します。

※(2)(3)について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者の事業税に収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額を加算いたします。一方、属地TSOが支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。

※同一の契約電源等をもって電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結している場合、契約電源等ごとに各調整力契約における従量料金の算定方式に従って算定し、各調整力契約にもとづく従量料金の支払いに合わせて属地TSOよりお支払いいたします。

(4) 計量器

- a 原則として発電機毎に記録型計量器を取り付け、30分単位で計量を実施します。
- b ただし、発電機毎に計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施します。
- c 送電端での計量ができない場合は、別途協議により、計量値を送電端に補正したうえで調整電力量の算定を行います。
- d 計量器の取り付け・取り替えが必要な場合、計量器は属地TSOが選定し、原則として、属地TSOの所有として属地TSOが取り付け・取り替えし、その工事費の全額を契約者から申し受けるものとします。

ただし、DRを活用した契約を希望される場合は、属地TSOの託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令(ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。)にもとづく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提と

し、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。

(5) 契約の解除

- a 契約者または属地 TSO もしくは当社が、電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約に定める規定に違反した場合、契約者または属地 TSO もしくは当社は違反した相手方に対して、書面をもって電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約の履行を催告するものとします。
- b 前項の催告を行なった後、10 日を経過しても相手方が電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約を履行しなかった場合、契約者または属地 TSO もしくは当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約を解除することができるものとします。
- c 契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべきものは相手方に対し、損害賠償の責を負うことといたします。
- d 契約者または属地 TSO もしくは当社が、電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または属地 TSO もしくは当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約を解除することができます。

(a) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(b) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(c) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(d) 公租公課の滞納処分を受けた場合

※本号において、電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約には、併せて締結する電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約、または、電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約を含むものとします。

- e 契約者、属地 TSO および当社が締結する電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約（またはこれに替わって締結する電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約）が解約または解除された場合、同一期日をもって、電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約も解約または解除されるものとします。また、契約者、属地 TSO および当社が締結する電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約が解約または解除された場合、同一期日をもって、電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約（またはこれに替わって締結する電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約）も解約または解除さ

れるものとしします。

(6) アグリゲーターに関する事項

アグリゲータが電源 I' 廠気象対応調整力契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- (1) アグリゲータが当社指令に応じて電源 I' 廠気象対応調整力を提供すること。
- (2) アグリゲータが供出する電源 I' 廠気象対応調整力が 1, 000 kW 以上であり、かつ、アグリゲータが複数の需要家を束ねて電源 I' 廠気象対応調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が 1 kW 以上であって、次のいずれにも該当すること。
 - a 需要家に対して、次の (a) および (b) の事項を定めた電源 I' 廠気象対応調整力供出計画を適時に策定し、当該計画に従って適切な発電等出力増の指示を適時に出すことができること。
 - (a) 発電等出力増（または契約に応じて減）の量
 - (b) 発電等出力増（または契約に応じて減）の実施頻度および時期
 - b 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。
 - c 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。
 - d 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲータとの間で、適切な契約がなされていること。
- (3) 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
- (4) 電源 I' 廠気象対応調整力の算定上、需要場所が属地 TS0 の託送供給等約款の（計量）の技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情があつて、計量器を取り付けない事業者等に該当しないこと。
- (5) アグリゲータが、需要家に属地 TS0 の託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
- (6) 調整力ベースラインの設定にあたっては、託送供給等約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、個別に協議し、その設定方法を取決めます。なお、ベースラインの算定にあたっては、契約者が行ない、当社に通知するものとい

たします。

(7) 調整電力量 (需要抑制量) の算定にあたっては、原則として契約者が行ない、当社に通知するものといたします。ただし、計量方法等により算定できない場合等は、個別に協議いたします。

(7) 目的外活用の禁止

契約電源等のうち、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約電力分については、廠気象対応時間において、当社の指令に従った運転および待機が必要であるため、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源Ⅰ' 廠気象対応調整力提供の目的以外に活用しないこととします。

※ただし、アグリゲータが、本要綱にもとづき締結する電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kW) 契約における電源Ⅰ' 廠気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。しかし、小売電気事業者への供給力提供中であっても、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力は当社からの指令に応じて供出可能であること、および、小売電気事業者への供給力と当社への調整力は、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただくことが必要です。なお、その場合は、応札時に、その旨を申し出ていただきます。

(8) 運用要件の遵守

契約者は、契約電源等について本要綱第5章に定める運用要件および電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kW) 契約書および電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約書 (またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書) における運用要件を満たし、法令順守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。

(9) 停止計画

廠気象対応時間においては、常時、当社からの指令に応じていただく必要がありますので定期点検、補修作業等による停止はできません。

(10) 停止日数

a 廠気象発生月において、契約電源等の設備トラブルや定期点検等、当社または属地TSOの責とならない事由で電源Ⅰ' 廠気象対応調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった日 (契約電力未達時割戻料金を適用した日や、天変地異等やむを得ない事由による場合を除きます。) を、原則として、停止割戻料金の算定に用いる停止日数とします。

b 停止日数には、出力一定作業や並解列の制約等を含みます。これらは、作業停電伝票にて実績を確認するため、該当する場合は作業停電伝票を発行していただきます。ただし、当社が調整力の提供を受けるために予め確保してい

た連系線容量を減少させる必要が生じた場合には、当社または属地 TSO から、その旨をお知らせいたします。

- c 前日 12 時まで電源 I' 廠気象対応調整力を供出可能な代替電源等（本要綱にて定める要件を満たしていること、別途、当社と電源 II 周波数調整力契約、電源 II 需給バランス調整力契約、または電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約を締結していること、および電源 I 周波数調整力契約、電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約を締結していないこと、原則として以上全てを満たすことが必要です。）を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外することとします。
- d 設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の取扱いについて別途協議させていただくことがあります。

(11) ペナルティ

a 契約電力未達時割戻料金

- (a) 廠気象対応時間において、契約電源等の設備トラブルや計画外の補修等、当社または属地 TSO の責とならない事由で当社からの発動指令にもかかわらず、運転継続時間（運転継続時間が 3 時間以上の場合は 3 時間といたします。）中において、電源 I' 廠気象対応調整力の一部でも当社に提供できなかった 30 分単位のコマ（以下、このコマのことを「30 分単位の当該コマ」という。）に対し、後記 (b) のとおり、契約電力未達時割戻料金を算定し、翌々月の月間料金から割り引くものといたします。ただし、契約電力未達時割戻料金が翌々月の月間料金よりも多い場合は、その差額を当社に支払っていただきます。なお、契約電力未達時割戻料金の対象判定（電源 I' 廠気象対応調整力契約電力未達と判定される 30 分単位のコマ数（以下、「契約電力未達コマ数」といいます。）の算定）については、30 分単位のコマごとに行なうものとします。

(b) 契約電力未達時割戻料金の算定式

契約電力未達時割戻料金

$$= (\text{契約電力未達コマ数合計} \div (\text{発動回数}^* \times 3 \text{ 時間} \times 2 \text{ コマ})) \times \text{基本料金} \times 1.5$$

※ 運用要件に定める最低発動回数の 12 回とします。

また、13 回目の発動回数以降、12 回を超えて実際に応じていただいた回数を加算いたします。

(c) 一部供出電力の事前申し出（指令発動まで）が無い場合の契約電力未達コマ数

以下の算式により、それぞれの当該 30 分単位のコマ数を算定いたします。

$$\text{契約電力未達コマ数} = 30 \text{ 分単位の当該コマ数} \times \text{一部未達割合}^{\ast 2}$$

(d) 一部供出電力の事前申し出（指令発動まで）が有った場合の契約電力未達コマ数

(c) にかかわらず、事前（指令発動まで）に電源 I' 廠気象対応調整力契約電力の一部（以下、「一部供出電力（申出）」といいます。）を当社に提供することを申し出ていただき、当社がそれを認めた場合、以下の算定式により、契約電力未達コマ数を算定いたします。

契約電力未達コマ数 = 30 分単位の当該コマ数 × (電源 I' 廠気象対応調整力契約電力 - 一部供出電力（申出）) ÷ 電源 I' 廠気象対応調整力契約電力 + 30 分単位の当該コマ数 × 一部供出電力（申出） ÷ 電源 I' 廠気象対応調整力契約電力 × 一部未達割合^{※2}

※2 一部未達割合については、以下の式で算定いたします。ただし、算定結果が 0.1 を超過する場合は、一部未達割合を 1 とみなします。また、算定結果が負の場合は、一部未達割合を 0 とみなします。なお、一部未達割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入したものといたします。

一部未達割合 = (電源 I' 廠気象対応調整力契約電力^{※3} × 1 時間 ÷ 2 - 当該コマにおける実績調整電力量) ÷ 電源 I' 廠気象対応調整力契約電力^{※3}

※3 事前に一部供出電力（申出）を当社に提供することを申し出ていただき、当社がそれを認めた場合、上記の計算式の「電源 I' 廠気象対応調整力契約電力」を「一部供出電力（申出）」に読み替えます。

b 停止割戻料金

(a) 停止日数に応じて、以下の算定式により停止割戻料金を算定し、翌々月の料金に反映するものといたします。

(b) 停止割戻料金の算定式

停止割戻料金 = (各廠気象発生月の平日停止日数) ÷ (各廠気象発生月の平日数合計) × 基本料金

※ただし、停止日数のうち、事前に電源 I' 廠気象対応調整力契約電力の一部を当社に提供することを申し出ていただき、当社がそれを認めた場合、停止割戻料金算定上の計画停止日数および計画外停止日数については、以下の算式によって修正したうえで合計いたします。

修正後の停止日数 = 修正前の停止日数 × (電源 I' 廠気象対応調整力契約電力 - 申し出いただいた一部供出電力) ÷ 電源 I' 廠気象対応調整力契約電力

(c) 上記による「契約電力未達時割戻料金」と「停止割戻料金」の合計金額の上限は、年間の基本料金といたします。

第9章 その他

1. 上げ単価・下げ単価の設定について

(1) 電源 I' 廠気象対応調整力(kW) 契約に併せて電源 I' 廠気象対応調整力(kWh) 契約を締結した契約者は、原則、申出単価(当社の指令に応じる kWh 対価)を毎週火曜日の14時までにあらかじめ当社および属地 TSO へ提示していただきます。なお、申出単価の適用期間は土曜日から翌週金曜日といたします。(単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の上限電力量単価を上限とします。)

a 発電設備を活用した応札者の場合

精算時は、ゲートクローズ時点の計画値と実績との差分電力量に以下の kWh 対価(V1、V2(下げ調整に応じていただける契約者に限ります。))を乗じて対価を算定します。

V1: 上げ調整を行った場合の増分価格(円/kWh)を設定

V2: 下げ調整を行った場合の減分価格(円/kWh)を設定

b DRを活用した応札者の場合

精算時は、実績電力量に属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したものと、調整力ベースラインとの差分に、以下の kWh 対価(V1、V2(下げ調整に応じていただける契約者に限ります。))を乗じて対価を算定します。

調整力ベースライン: 属地 TSO の託送供給等約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースラインや発電等計画値等*の考え方を踏まえ、電源 I' 廠気象対応調整力(kWh) 契約の中で、個別に協議しその設定方法を取り決めた上で、属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮して算出します。(※例えば「DR実施日の直近5日間(DR実施当日は含みません。)のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間(High 4 of 5)の需要データ(平日実施の場合はすべて平日のデータとします。)を当日調整したもの」等)

V1: 上げ調整を行った場合の増分価格(円/kWh)を設定

V2: 下げ調整を行った場合の減分価格(円/kWh)を設定

(2) 従量料金の単価変更

燃料輸送トラブル時、燃料切替時、ユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場合については、変更協議を行うこととします。ただし、実需給断面を過ぎた時間帯における従量料金の単価については、変更いたしません。

(3) 精算の算定方法

契約者が、属地 TSO の託送供給等約款にもとづき計画した、当該調整電源等の最経済計画値(発電設備の場合は発電計画、負荷設備の場合は調整力ベースライン)のもと、発電したと見なしたうえで、従量料金の精算は、以下のとおり、30分単位で算定いたします。

a 実績値が計画値を上回った場合

属地 TSO は、計画と実績との差分である上げ調整電力量に上げ調整単価 (V1) を乗じて算定した従量料金 (上げ調整に応じていただける契約者に限ります。) を契約者へお支払いいたします。

(ただし、当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算はいたしません。)

b 実績値が計画値を下回った場合

属地 TSO は、計画と実績との差分である下げ調整電力量に下げ調整単価 (V2) を乗じて算定した従量料金 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。) を契約者から受領いたします。

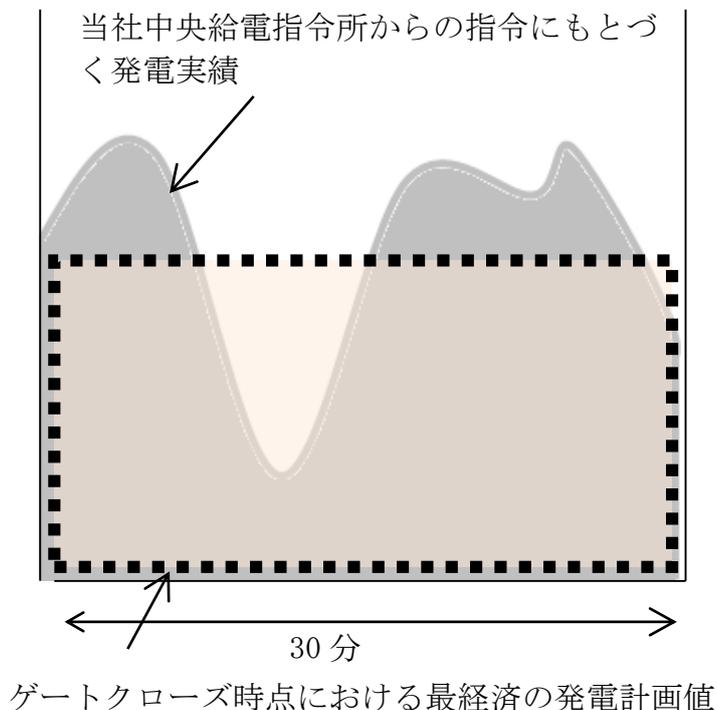
(当社からの指令が上げ調整の場合については、差分×インバランス単価 (当該時刻における、属地 TSO のインバランス単価) を契約者が属地 TSO に支払います。)

c 実績値と計画値と等しい場合

従量料金の精算は、発生いたしません。

d DRを活用した契約者の場合

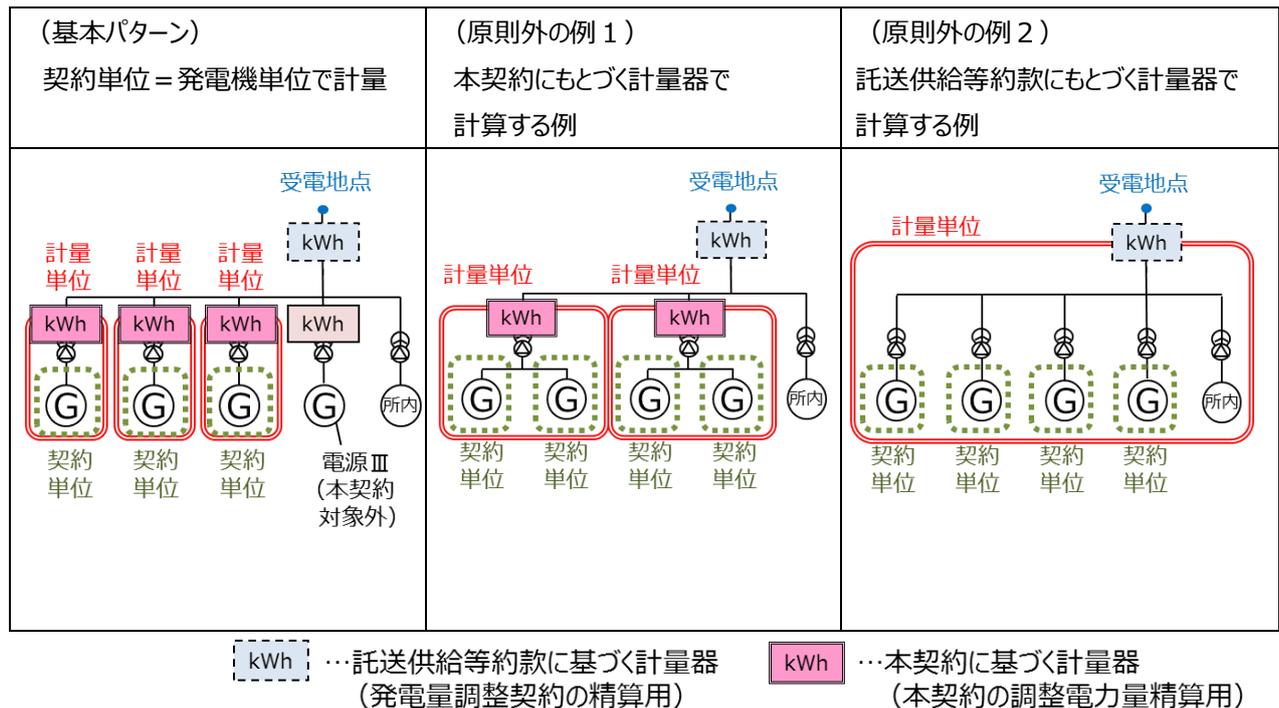
a、b、c において、需要実績に属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮した値を実績値とします ($1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じます)。



(4) 計量単位について（発電設備を活用した応札者に限ります。）

本要綱にあるとおり、原則として発電機単位で契約いたしますので、契約に際して計量器等の設置・取り替えが必要になる場合があります。

計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれる全ての発電機と本契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関わる従量料金の単価（V1、V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））が同一であること等が条件になります。



2. 機能の確認・試験について

(1) 電源 I' 廠気象対応調整力 (kW) 契約、電源 I' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約（またはこれに替わって締結する電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約）の締結にあたり、満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、契約申込者または契約者はその求めに応じていただきます。

- a 発電機等の試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出
- b 当社からのオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施（オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で応札される電源等に限ります。）
- c 現地調査および現地試験
- d その他、当社が必要と考える対応

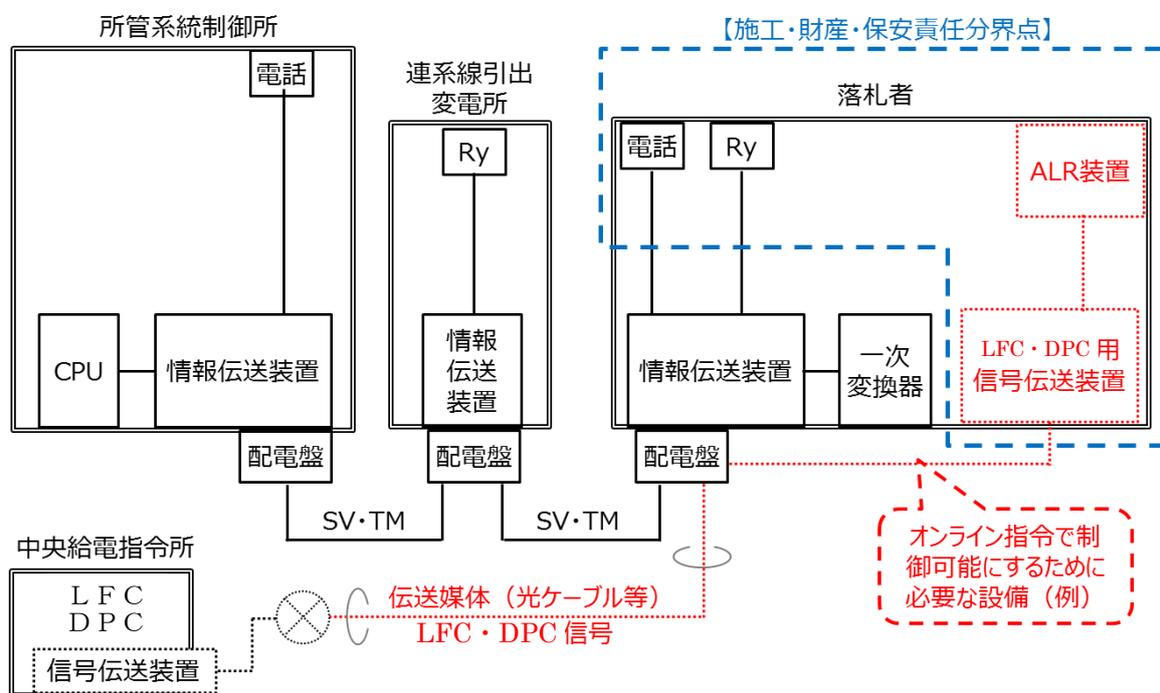
以下に各機能の確認・試験内容例をかかげます。

機能	試験内容（例）
給電情報自動伝送	<ul style="list-style-type: none"> 中央給電指令所との対向試験を実施。
制御試験	<ul style="list-style-type: none"> 現地（DRを活用した電源等においては、アグリゲータ～需要家までを含みます。）での調整指令に対する調整量の確認。
オンライン調整機能（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）	<ul style="list-style-type: none"> 中央給電指令所との対向試験を実施。
上記以外で系統連系技術要件に定める機能	<ul style="list-style-type: none"> 電源等の性能を証明する書類等の提出で確認する。

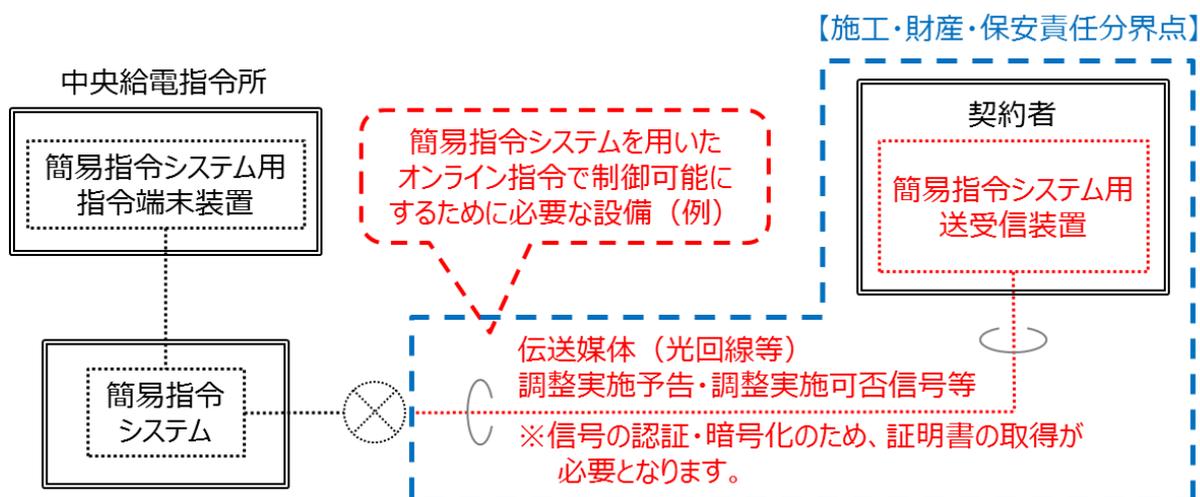
3. オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備について

- (1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、当社からのオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備などは、契約者の費用負担にて設置していただきます。また、中央給電指令所との間で情報や信号の送受信を行う通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化して頂きます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照してください。
- (2) 費用負担の範囲や負担額、工事の施工区分等、詳細については協議させていただきますので四国電力送配電株式会社 業務部 託送サービスセンターへご相談ください。

(発電設備を活用した契約希望者の設備例（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）の場合）



(契約希望者の設備例（簡易指令システムの場合）



提出様式

a 入札書(様式1)

(赤字:記載例)

●●●●年●月●日

入 札 書

四国電力送配電株式会社

取締役社長

横井 郁夫 殿

会社名 ●●●株式会社

代表者氏名 ●●●●● 印

四国電力送配電株式会社が公表した「2020年度電源I' 廠気象対応調整力募集要綱」を承認し、下記のとおり入札いたします。

1 電源等所在地および名称	●●●県●●●市●●●番 ●●●発電所●●●号機
2 電源I' 廠気象対応調整力契約電力 (送電端値)	●●キロワット
3 運転継続時間	●●時間連続可能
4 年間計画停止日数	●●日間停止予定
5 電源I' 廠気象対応調整力提供可能 時間	●●時～●●時 (廠気象対応時間(9時～20時)の間)
6 容量価格	1キロワットあたり ●●円 ●●銭
7 容量料金(容量価格×電源I' 廠気 象対応調整力契約電力)	●●円
8 上限電力量単価	1キロワット時あたり ●●円 ●●銭
9 当社からの指令受信方法	専用線オンライン(簡易指令システムを用 いたものを除きます。) ・ 簡易指令シ ステムを用いたオンライン (該当するものに○(マル)をつけてく ださい。)
10 指令受信から調整実施までの時間	●●分 (3時間(180分)以内)
11 廠気象対応調整発動可能回数 (希望)	●●回(12回以上)

12 非価格要素評価	合計 ●点 加点項目 1 (加点要素1) ●点												
13 一部切出しが可能な場合の調整契約電力 ^{※1}	<table border="1" data-bbox="821 371 1318 669"> <tr> <td>調整契約電力 (送電端値)</td> </tr> <tr> <td>●キロワット^{※2}</td> </tr> <tr> <td>▲キロワット</td> </tr> <tr> <td>■キロワット</td> </tr> </table> <p>※容量価格、上限電力量単価は6、8の値を適用するものとします。</p>	調整契約電力 (送電端値)	●キロワット ^{※2}	▲キロワット	■キロワット								
調整契約電力 (送電端値)													
●キロワット ^{※2}													
▲キロワット													
■キロワット													
14 他の応札との関係	<table border="1" data-bbox="821 880 1401 1308"> <thead> <tr> <th></th> <th>重複入札</th> <th>複数入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源Ⅰ周波数調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク調整力募集</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電調整力募集</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(該当するものに○ (マル) をつけてください。)</p>		重複入札	複数入札	電源Ⅰ周波数調整力			中国電力ネットワーク調整力募集			関西電力送配電調整力募集		
	重複入札	複数入札											
電源Ⅰ周波数調整力													
中国電力ネットワーク調整力募集													
関西電力送配電調整力募集													
15 落札した場合、kWh 契約として締結いただける契約 ^{※3}	<ul style="list-style-type: none"> ・電源Ⅱ周波数調整力契約 ・電源Ⅱ需給バランス調整力契約 ・電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約 (該当するものに○ (マル) をつけてください。) 												
16 計量器の有無 ^{※4}	有 ・ 申請中 (該当するものに○ (マル) をつけてください。)												

※1 募集容量に達する、もしくは超過するまでの調達費用の合計をなるべく小さくするために、本来の応札 (2項に記載する電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約電力での応札) の一部のみでの落札についても、許容いただける応札者については、許容いただける契約電力 (これを「調整契約電力」といいます。)

についても記載いただければ、それらの内容での落札可否についても、考慮させていただきます。ただし、本項目での記載の有無・内容が、本来の応札（同上）の落札可否に影響するものではありません。また、契約電力以外の内容については、入札書に記載されている本来の応札のそれと同じとします。詳細は、「第7章評価および落札案件決定の方法」「[ステップ4] 落札案件の仮決定」を参照願います。

- ※2 調整契約電力については、幅（●キロワット以上～●キロワット未満）で記載いただいてもかまいません。その場合、調整契約電力については、1キロワット単位で取り扱うものとします。（本項目に記載の調整契約電力を用いて落札案件となった容量料金は調整契約電力×容量価格で求まるものとします。）
- ※3 当社が属地 TSO とならない場合は、電源 I' 厳気象対応調整力 (kWh) しか選択できません。
- ※4 DR を活用して契約される場合は、属地 TSO の託送供給等約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、発電機で契約される場合は、発電機毎の計量、もしくは仕訳により出力が特定可能な計量器の有、もしくは属地 TSO に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であるかを記載願います。なお、アグリゲータが集約する需要家等において1件でも計量器取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を記載願います。

b 応札者の概要（様式2）

（赤字：記載例）

応札者の概要

会社名	●●株式会社
業種	●●
本社所在地	●●県●●市●●町●●番
設立年月日	●●●●年●●月●●日
資本金（円）	●, ●●●●
売上高（円）	●, ●●●●
総資産額（円）	●, ●●●●
従業員数（人）	●, ●●●●
事業税課税標準	収入金課税 ・ 所得課税

（作成にあたっての留意点）

- ・業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- ・契約主体が、合弁会社の場合や契約後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。また、併せて会社概要を示した資料（パンフレット等）を添付してください。
- ・資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値（単独決算ベース）を記入してください。なお、契約後に新会社等を設立する場合は、契約時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- ・契約者が適用する事業税課税標準について、○（マル）で囲んでください。

電源等の仕様（水力発電機）

1 発電機の所在地

(1) 住所 ●●県●●市●●町●●番●●

(2) 名称 ●●水力発電所 ●●号発電機

2 営業運転開始年月日 ●●●●年●●月●●日

3 最大貯水容量（発電所単位で記入）●●（ 10^3 m^3 ）

4 発電機

(1) 種類（形式） ●●式

(2) 定格容量 ●●●● kVA

(3) 定格電圧 ●● kV

(4) 連続運転可能電圧（定格比） ●●% ~ ●●%

(5) 定格力率 ●●%

(6) 周波数 60 Hz

(7) 連続運転可能周波数 ●●Hz ~ ●●Hz

5 所内率 ●%

○電源等の性能（発電機容量、廠気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能）を証明する書類の添付が必要となります。

c-3 電源等の仕様（様式3-3）

（赤字：記載例）

電源等の仕様（DRを活用して調整力の提供を行う場合）

1 アグリゲータの住所

- (1) 住所 ●●●県●●●市●●●町●●●番●●
 (2) 名称 ●●

2 一般送配電事業者以外に需要抑制により生じる供給力を提供するか否か

- ・本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみを実施する
- ・一般送配電事業者以外の小売電気事業者へも提供する
 （該当するものを○で囲んでください。）

3 アグリゲータが集約する需要家等の一覧

電源等名称	項目	内容
Aaa	住所	*****
	供給地点特定番号	○○○
	供給電力 [kW]	△△kW
	電源等種別	（自家発等）電源 ・ 需要抑制
	具体的供出方法	工場ラインの一部停止
	契約者からの指令手段	電話連絡・運転員手動遮断
	電源設備または負荷設備の仕様 ^{※1}	受電電圧：○kV （今回遮断対象の）常時負荷容量：●kW、遮断点電圧：●V
	計量器の有無 ^{※2}	有 ・ 申請中
Bbb	住所	*****
	供給地点特定番号	○○○
	供給電力 [kW]	△△kW
	電源等種別	（自家発等）電源 ・ 需要抑制
	具体的供出方法	自家発の起動
	契約者からの指令手段	専用線オンライン（※）自動起動
	電源設備または負荷設備の仕様 ^{※1}	受電電圧：○kV （今回起動対象の）電源容量：●kW、接続電圧：●V、常時運転状態：常時 運転/停止
	計量器の有無 ^{※1}	有 ・ 申請中

○アグリゲータが集約する需要家等の電源等種別について、○（マル）で囲んでください。

○電源等の性能（発電機容量、厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能）を証明する書類の添付が必要となります。

○契約電力を変更しないことを前提に契約申込み後の需要家の追加・差し替えは可能とします。

※1 供出電力 (kW) が、電源設備または負荷設備の容量 (送電端値) 以下であることが必要です。同一の設備 (または需要家) を他の応札案件と共有する場合は、それらの供出電力 (kW) と供出電力量 (kWh) が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの案件への供出電力 (kW) の合計値が、当該設備 (または需要家) 容量 (送電端値) 以下となっているかを確認させていただきます。そのため、当該設備 (または需要家) からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などが分かるものを添付願います。(様式は問いません。) 同一設備 (または需要家) を共有する他の応札案件にも同様の資料を添付いただいた上で、それぞれの案件で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合 (それぞれの案件での当該設備 (または需要家) からの調整力供出 (電力 (kW) /電力量 (kWh)) の確実性が確認できない場合) は、当該設備 (または需要家) を用い応札した全応札に対し、当該設備 (または需要家) を応札内容として勘案しません。(需要家等の対象から除外します。)

※2 属地 TSO の託送供給等約款に基づく計量器の有 (ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。)、もしくは属地 TSO に事前に計量器取り付け・取り替えを「申請中」のいずれか一方をまるで囲んでください。

d 電源等の運転実績について（様式4）

（赤字：記載例）

電源等の運転実績について

○電源 I' 廠気象対応調整力を供出する電源等の運転実績（前年度実績）について記入してください。（DRを活用して応札される場合、当社との瞬時調整契約の実績、過年度の調整力契約実績、DR実証事業などへの参画実績^{※1}等をアグリゲータごと（1入札案件ごと）に記載ください。）

※1 一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が公募した平成 26 年度次世代エネルギー技術実証事業費補助金（補正予算に係るもの）のうち、「C. エネルギーマネジメントシステムの構築に係る実証事業、C-1. ネガワット取引に係るエネルギーマネジメントシステム構築と実証」、一般財団法人エネルギー総合工学研究所が公募した（平成 28 年度）バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B. 高度制御型ディマンドリスポンス実証事業、B-1. 一般送配電事業者が活用するネガワット取引の技術実証」、および、（平成 29 年度）バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業、A事業. VPP構築実証事業」、一般社団法人環境共創イニシアチブが公募した（平成 30 年度）需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B-1. VPPアグリゲーター事業」を指します。

※運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書を提出してください。

設備運転実績

電源等名称	●●発電所
出力	●●, ●●●●キロワット
営業使用開始年月	●●●●年 ●●月
運転年数	●●年 ●●ヶ月（●●年●月末時点）
総発電電力量	●●, ●●●●キロワット時（●●年●月末時点）
設備利用率※	約●●%
定期検査の実績	●●年●月●日～●●年●月●日

※DRを活用して応札される場合は、記載不要です。

DRにおける瞬時調整契約等の実績

DR実績	契約（実証参画）期間
●●	●●年●●月～●●年●●月
▲▲	▲▲年▲▲月～▲▲年▲▲月
■ ■	■ ■年■ ■月～■ ■年■ ■月

※複数のDR実績が該当する場合は、それぞれについて記載するとともに、当該契約または実証事業参画のエビデンスを添付してください。

○前年度実績が無く、当年度に試運転または営業運転の実績がある場合においては、当年度実績であることを明記のうえ、当年度実績を記入してください。

○定期検査の実施実績について記入してください。

○応札された電源 I' 廠気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。

ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。

また、応札者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。

運用条件に関わる事項

運転継続時間	※運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。
計画停止の時期 および期間等	<p>※契約期間内における定期検査等、停止（電源I' 廠気象対応調整力を提供することができない状態のこと。）の時期や、その期間を記入してください。また、実施時期を限定する必要がある場合は、その旨についても記入してください。</p> <p>※定期検査等、停止の他に、設備都合による作業停止や出力抑制が必要な場合は、実施インターバル、期間および内容について記入してください。</p> <p>なお、本内容は、入札書（様式1）4項「年間計画停止日数」の妥当性を確認する為のものであり、本入札書類をもって、仮に落札・契約した場合の年間停止計画を確認・了承するものではありません。</p> <p>年間停止計画については、契約成立後（または契約協議の中で）、本募集要綱第8章1（8）に基づき、改めて提出いただくと共に、調整させていただきます。</p>
運転管理体制	※当社からの指令や連絡に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入してください。
給電指令対応システム	※当社からの指令に従うためのシステム概要について記入してください。（信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。なお、DRを活用して応札される場合は、アグリゲータが当社からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行うまでの方法も含めて記入してください。）
その他	※その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、記入してください。

(作成にあたっての留意点)

○複数の発電機を集約して一体的に電源 I' 廠気象対応調整力供出を行う場合、本様式は発電機毎に作成してください。